

障害者自立支援法施行令第十七条第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件  
新旧対照条文

障害者自立支援法施行令第十七条第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める者（平成二十二年厚生労働省告示第百七十七号）新旧対照表  
(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
障害者自立支援法施行令第十七条第一号に規定する厚生労働大臣が定める者	障害者自立支援法施行令第十七条第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める者
一 (略)	一 (略)
二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（次号において「介護給付費等単位数表」という。）第13の5の短期滞在加算を算定される者のうち継続的に居室その他の設備の提供を受ける者	二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（第12の8又は第13の8の精神障害者退院支援施設加算を算定される者
三 介護給付費等単位数表第13の8又は第14の8の精神障害者退院支援施設加算を算定される者	三 介護給付費等単位数表第13の8又は第14の8の精神障害者退院支援施設加算を算定される者

